

名張市体育施設有料広告掲載事業 実施要項

1. 趣 旨

名張市体育施設を安心して利用いただき、また、スポーツ活動を活性するため、同施設内に広告（看板）エリアを設置して、企業・団体等の広告スペースとして活用していただくため有償にて付与することを目的とする。また、得た収益については、体育施設等の修繕等に関する財源とし、利用者のサービスの向上を図る。

2. 広告掲載対象施設

名張市所有の体育施設のうち、多くの市民が利用し広告効果が見込まれる体育施設について計画的に実施する。

3. 広告掲載期間

広告の掲載期間は、1ヵ月単位とし、連続する広告の掲載期間は、年度末までの最長12ヵ月とする。ただし、再掲載を妨げない。

4. 広告掲載料

募集する体育施設において、利用者数、実施大会等の規模、今後の予定等を勘案し体育施設ごとに決定するものとする。

5. 広告掲載に伴う経費負担

広告掲載に伴う作成、掲載、維持管理及び撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

6. 応募の資格

広告を掲載することができる者は、次のとおりとする。

- ①名張市有料広告実施要綱第3条に規定する事業者等に該当しない者
- ②国税及び地方税を滞納していない者

7. 広告の内容

広告の内容は、体育施設の広告として適正なものとし、名張市有料広告事業実施要綱第2条各号に掲げるものを含まない内容とする。

8. 応募方法

広告の募集は、原則一般公募とする。募集に際して必要な事項については、別途募集要項を定めるものとする。

9. 選定方法

名張市の設置する名張市広告審査委員会において、応募された内容等を総合的に審査して市長が決定します。